

令和五年防衛省令第十四号

防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律施行規則

防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律（令和五年法律第五十四号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律施行規則を次のように定める。

目次

第一章 総則（第一条）

第二章 装備品製造等事業者による特定取組及び装備移転仕様等調整等を促進するための措置

第一節 装備品安定製造等確保計画（第二条―第五条）

第二節 装備移転仕様等調整計画（第六条―第十四条）

第三節 指定装備移転支援法人（第十五条―第二十七条）

第三章 装備品等契約における秘密の保全措置（第二十八条）

第四章 指定装備品製造施設等の取得及び管理の委託（第二十九条―第三十五条）

附則

第一章 総則

（定義）

第一条 この省令において使用する用語は、防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例による。

第二章 装備品製造等事業者による特定取組及び装備移転仕様等調整等を促進するための措置

第一節 装備品安定製造等確保計画

（装備品安定製造等確保計画の認定の申請）

第二条 法第四条第一項の規定により装備品安定製造等確保計画の認定を受けようとする者（以下この条及び次条において「申請者」という。）は、次に掲げる取組に応じ、それぞれ次に定める様式による申請書を防衛大臣に提出しなければならない。

一 法第四条第一項第一号に掲げる取組 様式第一

二 法第四条第一項第二号に掲げる取組 様式第二

三 法第四条第一項第三号に掲げる取組 様式第三

四 法第四条第一項第四号に掲げる取組 様式第四

五 法第四条第一項各号に関する取組（サプライヤー（防衛省と指定装備品等の調達に係る契約を締結している申請者に対し、当該指定装備品等の製造等のために、直接又は間接に、部品若しくは構成品を供給し、又は役務を提供する装備品製造等事業者をいう。）が行う特定取組が申請者による当該指定装備品等の安定的な製造等の確保に資するよう、申請者が当該サプライヤーに対し、必要に応じ、直接又は間接に指導、助言及び調整をするものに限る。） 様式第五

2 前項の申請書の提出は、次に掲げる書類を添付して行わなければならない。

一 申請者の定款の写し又はこれに準ずるもの及び申請者が登記をしている場合には、当該登記に係る登記事項証明書

二 申請者の最近三期間の事業報告の写し、貸借対照表及び損益計算書（これらの書類を作成していない場合には、これらに準ずるもの）

三 申請者が次のいずれにも該当しないことを誓約する書類

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）

ロ 法人でその役員のうちに暴力団員等があるもの

ハ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

3 防衛大臣は、次条第一項の審査のために必要があるときは、申請者に対し、第一項の申請書及び前項の書類のほか、装備品安定製造等確保計画が法第四条第三項各号に掲げる要件に適合することを確認するために必要と認める書類の提出その他必要な協力を求めることができる。

4 法第四条第二項第五号の防衛省令で定める事項は、装備品安定製造等確保計画に係る特定取組を行うに当たり他の法令（外国の法令を含む。）の規定による免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又はこれらに類する行為（以下「免許等」という。）を必要とするものである場合には、当該免許等を受けたこと又は受けようとしていることを証する事項とする。

（装備品安定製造等確保計画の認定）

第三条 防衛大臣は、法第四条第一項の規定により同条第二項各号に掲げる事項が全て記載された装備品安定製造等確保計画の提出を受けた場合において、速やかに同条第三項の定めに照らしてその内容を審査し、当該装備品安定製造等確保計画の認定をするときは、その提出を受けた日から原則として二月以内に、申請者に様式第六による認定書を交付するものとする。

2 防衛大臣は、前項の審査において、提出を受けた装備品安定製造等確保計画に関し必要があると認めるときは、申請者に対し、当該装備品安定製造等確保計画の修正を求めるものとする。この場合において、当該申請者は、当該修正をした装備品安定製造等確保計画を防衛大臣に提出することができる。

3 防衛大臣は、申請者が前項の求めに応じないことその他の理由により法第四条第一項の認定をしないときは、その旨及びその理由を記載した様式第七による通知書を申請者に交付するものとする。

（装備品安定製造等確保計画の変更）

第四条 法第四条第一項の規定により認定を受けた装備品安定製造等確保計画（以下「認定装備品安定製造等確保計画」という。）については、法第六条第一項の規定により変更の認定を受けようとする認定装備品安定製造等確保事業者（以下この条において「変更申請者」という。）は、様式第八による申請書を防衛大臣に提出しなければならない。

2 前項の申請書の提出は、次に掲げる書類を添付して行わなければならない。ただし、第二号に掲げる書類については、既に防衛大臣に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、当該申請書にその旨を記載して当該書類の添付を省略することができる。

一 認定装備品安定製造等確保計画に従って行われる特定取組の実施状況を記載した書類

二 第二条第二項各号に掲げる書類

3 防衛大臣は、次項の審査のために必要があるときは、変更申請者に対し、第一項の申請書及び前項の書類（同項ただし書の規定により添付を省略することができるものを除く。）のほか、変更後の認定装備品安定製造等確保計画が法第六条第二項において準用する法第四条第三項各号に掲げる要件に適合することを確認するために必要と認める書類の提出その他必要な協力を求めることができる。

4 防衛大臣は、第一項の申請書の提出を受けた場合において、速やかに法第六条第二項において準用する法第四条第三項の定めに照らしてその内容を審査し、当該申請書に係る認定装備品安定製造等確保計画の変更の認定をするときは、その提出を受けた日から原則として二月以内に、変更申請者に様式第九による認定書を交付するものとする。

5 防衛大臣は、前項の審査において、認定の申請のあった認定装備品安定製造等確保計画の変更に関し必要があると認めるときは、変更申請者に対し、当該変更の修正を求めるものとする。この場合において、当該変更申請者は、当該修正をした申請書を防衛大臣に提出することができる。

6 防衛大臣は、変更申請者が前項の求めに応じないことその他の理由により法第六条第一項の変更の認定をしないときは、その旨及びその理由を記載した様式第十による通知書を変更申請者に交付するものとする。

（装備品安定製造等確保計画の軽微な変更）

第五条 法第六条第一項ただし書の防衛省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一 氏名又は住所（法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地）の変更

二 認定装備品安定製造等確保計画の実施期間の六月以内の変更

三 認定装備品安定製造等確保計画を実施するために必要な資金の額及びその調達方法の変更であつて、当該資金の額について十パーセント未満の増減を伴うもの（当該資金の額について一億円以上の増減を伴うものを除く。）

四 前三号に掲げるもののほか、認定装備品安定製造等確保計画に記載されている内容の実質的な変更を伴わない変更

2 前項に規定する認定装備品安定製造等確保計画の軽微な変更を行った認定装備品安定製造等確保事業者は、遅滞なく、様式第十一によりその旨を防衛大臣に届け出なければならない。

3 防衛大臣は、前項の届出を受けた場合において、当該届出に係る変更が認定装備品安定製造等確保計画に記載されている内容に実質的な変更を伴うものであると認めるときは、当該届出をした認定装備品安定製造等確保事業者に対し、当該認定装備品安定製造等確保計画の変更について防衛大臣の認定を受けなければならない旨を告げるものとする。

第二節 装備移転仕様等調整計画

（装備移転仕様等調整の求め）

第六条 防衛大臣は、法第九条第一項の規定により装備品製造等事業者に対し、装備移転仕様等調整を求めるときは、様式第十二による要求書を当該装備品製造等事業者に交付するものとする。

（装備移転仕様等調整計画の認定の申請）

第七条 法第九条第一項の規定により装備移転仕様等調整計画の認定を受けようとする者（以下この条及び次条において「申請者」という。）は、様式第十三による申請書を防衛大臣に提出しなければならない。

2 前項の申請書の提出は、次に掲げる書類を添付して行わなければならない。

一 申請者の定款の写し又はこれに準ずるもの及び申請者が登記をしている場合には、当該登記に係る登記事項証明書

二 申請者の最近三期間の事業報告の写し、貸借対照表及び損益計算書（これらの書類を作成していない場合には、これらに準ずるもの）

三 申請者が次のいずれにも該当しないことを誓約する書類

イ 暴力団員等

ロ 法人でその役員のうちに暴力団員等があるもの

ハ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

3 防衛大臣は、次条第一項の審査のために必要があるときは、申請者に対し、第一項の申請書及び前項各号に掲げる書類のほか、装備移転仕様等調整計画が法第九条第三項各号に掲げる要件に適合することを確認するために必要と認める書類の提出その他必要な協力を求めることができる。

4 法第九条第二項第五号の防衛省令で定める事項は、装備移転仕様等調整計画に係る装備移転仕様等調整を行うに当たり他の法令（外国の法令を含む。）の規定による免許等を必要とするものである場合には、当該免許等を受けたこと又は受けようとしていることを証する事項とする。

（装備移転仕様等調整計画の認定）

第八条 防衛大臣は、法第九条第一項の規定により同条第二項各号に掲げる事項が全て記載された装備移転仕様等調整計画の提出を受けた場合において、速やかに同条第三項の定めに照らしてその内容を審査し、当該装備移転仕様等調整計画の認定をするときは、その提出を受けた日から原則として一月以内に、申請者に様式第十四による認定書を交付するものとする。

2 防衛大臣は、前項の審査において、提出を受けた装備移転仕様等調整計画に關し必要があると認めるときは、申請者に対し、当該装備移転仕様等調整計画の修正を求めるものとする。この場合において、当該申請者は、当該修正をした装備移転仕様等調整計画を防衛大臣に提出することができる。

3 防衛大臣は、申請者が前項の求めに応じないことその他の理由により法第九条第一項の認定をしないときは、その旨及びその理由を記載した様式第十五による通知書を申請者に交付するものとする。

4 防衛大臣は、法第十条の規定により指定装備移転支援法人に通知するときは、様式第十六により、次に掲げる事項を通知するものとする。

- 一 認定の日付
- 二 装備移転仕様等調整計画認定番号
- 三 認定装備移転事業者の名称

(装備移転仕様等調整計画の変更)

第九条 法第十一条第一項の規定により認定装備移転仕様等調整計画の変更の認定を受けようとする認定装備移転事業者（以下この条において「変更申請者」という。）は、様式第十七による申請書を防衛大臣に提出しなければならない。

2 前項の申請書の提出は、次に掲げる書類を添付して行わなければならない。ただし、第二号に掲げる書類については、既に防衛大臣に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、当該申請書にその旨を記載して当該書類の添付を省略することができる。

- 一 認定装備移転仕様等調整計画に従って行われる装備移転仕様等調整の実施状況を記載した書類
- 二 第七条第二項各号に掲げる書類

3 防衛大臣は、次項の審査のために必要があるときは、変更申請者に対し、第一項の申請書及び前項の書類（同項ただし書の規定により添付を省略することができるものを除く。）のほか、変更後の認定装備移転仕様等調整計画が法第十一条第二項において準用する法第九条第三項各号に掲げる要件に適合することを確認するために必要と認める書類の提出その他必要な協力を求めることができる。

4 防衛大臣は、第一項の申請書の提出を受けた場合において、速やかに法第十一条第二項において準用する法第九条第三項の定めを照らしてその内容を審査し、当該申請書に係る認定装備移転仕様等調整計画の変更の認定をするときは、その提出を受けた日から原則として一月以内に、変更申請者に様式第十八による認定書を交付するものとする。

5 防衛大臣は、前項の審査において、認定の申請のあった認定装備移転仕様等調整計画の変更に関し必要があると認めるときは、変更申請者に対し、当該変更の修正を求めるものとする。この場合において、当該変更申請者は、当該修正をした申請書を防衛大臣に提出することができる。

6 防衛大臣は、変更申請者が前項の求めに応じないことその他の理由により法第十一条第一項の変更の認定をしないときは、その旨及びその理由を記載した様式第十九による通知書を変更申請者に交付するものとする。

7 防衛大臣は、法第十一条第二項において準用する同法第十条の規定により指定装備移転支援法人に通知するときは、様式第二十により、次に掲げる事項を通知するものとする。

- 一 変更の認定の日付
- 二 変更後の装備移転仕様等調整計画認定番号
- 三 認定装備移転事業者の名称

(装備移転仕様等調整計画の軽微な変更)

第十条 法第十一条ただし書の防衛省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- 一 氏名又は住所（法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地）の変更

二 認定装備移転仕様等調整計画の実施期間の六月以内の変更

三 認定装備移転仕様等調整計画を実施するために必要な資金の額及びその調達方法の変更であつて、当該資金の額について十パーセント未満の増減を伴うもの（法第十五条第三項第一号の規定により指定装備移転支援法人が認定装備移転事業者に交付する助成金の額の変更を除く。）

四 前三号に掲げるもののほか、認定装備移転仕様等調整計画に記載されている内容の実質的な変更を伴わない変更

2 前項に規定する認定装備移転仕様等調整計画の軽微な変更を行った認定装備移転事業者は、遅滞なく、様式第二十一により、その旨を防衛大臣に届け出なければならない。

3 防衛大臣は、前項の届出を受けた場合において、当該届出に係る変更が認定装備移転仕様等調整計画に記載されている内容に実質的な変更を伴うものであると認めるときは、当該届出をした認定装備移転事業者に対し、当該認定装備移転仕様等調整計画の変更について防衛大臣の認定を受けなければならない旨を告げるものとする。

4 防衛大臣は、第二項の届出を受けた場合において、当該届出に係る変更が第一項に規定する軽微な変更と認めるときは、遅滞なく、様式第二十二により、その旨を指定装備移転支援法人に通知しなければならない。

(実施状況の報告)

第十一条 認定装備移転事業者は、法第十二条の規定による防衛大臣の求めがある場合には、認定装備移転仕様等調整計画の実施状況を、様式第二十三により防衛大臣に報告しなければならない。

(装備移転仕様等調整の実施の支障時等の報告)

第十二条 認定装備移転事業者は、認定装備移転仕様等調整計画の実施に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認めたときは、遅滞なく、防衛大臣にその旨を報告しなければならない。

(改善命令の方法)

第十三条 法第十三条に規定する命令は、様式第二十四の改善命令書により行うものとする。

(装備移転仕様等調整計画の認定の取消し)

第十四条 防衛大臣は、法第十四条第一項の規定により認定装備移転仕様等調整計画の認定を取り消すときは、その旨及びその理由を記載した様式第二十五による通知書を当該認定が取り消される認定装備移転事業者に交付するものとする。

2 防衛大臣は、法第十四条第一項の規定により認定装備移転仕様等調整計画の認定を取り消したときは、様式第二十六により、当該認定を取り消した日付、装備移転仕様等調整計画認定番号及び装備品製造等事業者の名称を指定装備移転支援法人に対して通知するものとする。

第三節 指定装備移転支援法人

(指定装備移転支援法人の指定の申請)

第十五条 法第十五条第一項の規定により指定を受けようとする法人（以下「申請法人」という。）は、様式第二十七による申請書に次に掲げる書類を添付して、これを防衛大臣に提出しなければならない。

- 一 定款の写し
- 二 登記事項証明書
- 三 役員及び装備移転支援業務に関する事務に従事する職員の氏名及び略歴を記載した書類
- 四 指定の申請に関する意思の決定を証する書類
- 五 装備移転支援業務の実施に関する基本的な計画
- 六 装備移転支援業務を適正かつ確実に実施できることを証する書類
- 七 申請法人が法第十五条第二項各号に該当しない旨を誓約する書類
- 八 役員が法第十五条第二項第一号に該当する者又は同項第三号に規定するいずれかの罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わる、若しくは執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者でない旨を当該役員が誓約する書類
- 九 申請法人の最近三期間の事業報告の写し、貸借対照表及び損益計算書並びに最終の財産目録（これらの書類を作成していない場合には、これらに準ずるもの）
- 十 装備移転支援業務に関し知り得た秘密を確実に保持するために講ずる措置に関する書類
- 2 防衛大臣は、前項の申請書及び同項各号に掲げる書類のほか、申請法人が法第十五条第一項各号に掲げる要件に適合することを確認するために必要と認める書類の提出を求めることができる。
- 3 法第十五条第一項第三号の防衛省令で定める基準は、装備移転支援業務に関し知り得た情報を適切に管理し、及び秘密を確実に保持するために必要な措置が講じられていることとする。

(指定装備移転支援法人の業務)

第十六条 指定装備移転支援法人は、基本方針の定めるところにより、装備移転支援業務を公正かつ適正に行わなければならない。

2 指定装備移転支援法人は、法第十五条第三項第二号に掲げる業務を行うに当たっては、相談窓口を設置した上で、装備移転仕様等調整を実施しようとする者の照会及び相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行わなければならない。

(装備移転支援実施基準)

第十七条 防衛大臣は、法第十五条第四項の規定により装備移転支援実施基準を定めるに当たっては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 装備移転支援業務の具体的内容及び実施体制に関する事項
- 二 装備移転支援業務の実施方法に関する事項
- 三 装備移転支援業務に関する秘密の保持に関する事項
- 四 その他装備移転支援業務の実施に関し必要な事項

(指定装備移転支援法人の名称等の変更の届出)

第十八条 法第十六条第二項の規定による届出は、様式第二十八による届出書により行わなければならない。

(装備移転支援業務規程の認可の申請等)

第十九条 指定装備移転支援法人は、法第十七条第一項前段の規定により装備移転支援業務規程の認可を受けようとするときは、様式第二十九による申請書に当該認可に係る装備移転支援業務規程を添付して、これを防衛大臣に提出しなければならない。

2 指定装備移転支援法人は、法第十七条第一項後段の規定により装備移転支援業務規程の変更の認可を受けようとするときは、様式第三十による申請書に次に掲げる書類を添付して、これを防衛大臣に提出しなければならない。

- 一 変更する規定の新旧対照表
- 二 変更後の装備移転支援業務規程
- 三 変更に関する意思の決定を証する書類

(装備移転支援業務規程の記載事項)

第二十条 法第十七条第二項第一号二の防衛省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 助成金の交付の方法及び実施体制に関する事項
- 二 助成金の交付の取消し及び返還に関する事項
- 三 その他助成金の交付に関し必要な事項

2 法第十七条第二項第三号の防衛省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 装備移転支援業務に関して知り得た秘密の保持に関する事項

二 法第十五条第三項第二号に掲げる業務に関する相談窓口の設置に関する事項

三 法第十五条第三項第一号に掲げる助成金の交付対象となる認定装備移転事業者に対する監査の実施に関する事項

（事業計画等の認可の申請等）

第二十一条 指定装備移転支援法人は、法第十九条第一項前段の規定により事業計画書及び収支予算書の認可を受けようとするときは、毎事業年度開始の一月前までに（法第十五条第一項の指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく）、様式第三十一による申請書に当該認可に係る事業計画書及び収支予算書を添付して、これを防衛大臣に提出しなければならない。

2 指定装備移転支援法人は、法第十九条第一項後段の規定により事業計画書又は収支予算書の変更の認可を受けようとするときは、様式第三十二による申請書に変更後の事業計画書又は収支予算書を添付して、これを防衛大臣に提出しなければならない。

（事業報告書等の提出）

第二十二條 指定装備移転支援法人は、法第十九条第三項の規定により事業報告書及び収支決算書を提出するときは、毎事業年度終了後三月以内に、貸借対照表を添付して、これを防衛大臣に提出しなければならない。

（区分経理の方法）

第二十三條 法第二十條の規定による区分経理の方法は、同条各号に掲げる業務のうち、二以上の業務に関連する収入及び費用について、その性質又は目的に従つて区分する等の適正な基準により行うものとする。

（帳簿の記載）

第二十四條 指定装備移転支援法人は、法第二十二條の帳簿を一年ごとに閉鎖し、閉鎖後五年間保存しなければならない。

2 法第二十二條の防衛省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 装備移転支援業務の実施状況

二 法第十八条第二項の規定により国から交付された補助金の額の総額

三 法第十八条第二項の規定により国から交付された補助金の執行の状況

四 基金を運用して得た利子その他の収入金の総額

3 前項各号に掲げる事項が、電磁的方法により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようして保存されるときは、当該記録の保存をもつて第一項に規定する帳簿の保存に代えることができる。

（立入検査の証明書）

第二十五條 法第二十三條第一項の規定により立入検査をする職員の身分を示す証明書は、様式第三十三によるものとする。

（監督命令の方法）

第二十六條 法第二十四條に規定する命令は、様式第三十四の監督命令書により行うものとする。

（装備移転支援業務の引継ぎ）

第二十七條 法第二十五条第一項又は第二項の規定による指定の取消しに係る指定装備移転支援法人は、遅滞なく、次に掲げる事項を行わなければならない。

一 防衛大臣が指定する指定装備移転支援法人に装備移転支援業務を引き継ぐこと。

二 防衛大臣が指定する指定装備移転支援法人に帳簿その他の装備移転支援業務に関する書類を引き継ぐこと。

三 防衛大臣が指定する指定装備移転支援法人に装備移転支援業務に係る財産（次号による納付に係る金額に相当するものを除く。）を引き渡すこと。

四 交付を受けた補助金のうち、防衛大臣が定める金額を国庫に納付すること。

五 その他防衛大臣が必要と認める事項

第三章 装備品等契約における秘密の保全措置

（装備品等秘密の表示）

第二十八條 法第二十七條第二項に規定する表示は、様式第三十五によるものとする。

第四章 指定装備品製造施設等の取得及び管理の委託

（施設委託管理業務規程の認可の申請等）

第二十九條 施設委託管理者は、法第三十条第二項前段の規定により施設委託管理業務規程の認可を受けようとするときは、様式第三十六による申請書に当該認可に係る施設委託管理業務規程を添付して、これを防衛大臣に提出しなければならない。

2 施設委託管理者は、法第三十条第二項後段の規定により施設委託管理業務規程の変更の認可を受けようとするときは、様式第三十七による申請書に次に掲げる書類を添付して、これを防衛大臣に提出しなければならない。

一 変更する規定の新旧対照表

二 変更後の施設委託管理業務規程

三 変更に関する意思の決定を証する書類

(施設委託管理業務規程の記載事項)

第三十条 法第三十条第四項の防衛省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 施設委託管理業務の実施の方法に関する事項
- 二 施設委託管理業務に関する書類の管理に関する事項
- 三 管理を委託された指定装備品製造施設等（以下「受託指定装備品製造施設等」という。）において当該指定装備品等以外の製品（以下「他製品」という。）の製造等を行う場合には、当該他製品の製造等に関する事項
- 四 その他施設委託管理業務の実施に関し必要な事項

(事業報告書等の提出)

第三十一条 施設委託管理者は、法第三十条第六項の規定により事業報告書及び収支決算書を提出するときは、毎事業年度終了後三月以内に、貸借対照表を添付して、これを防衛大臣に提出しなければならない。

(区分経理の方法)

第三十二条 施設委託管理者は、施設委託管理業務に係る経理について特別の勘定を設け、施設委託管理業務以外の業務に係る経理と区分して整理しなければならない。

2 施設委託管理者は、施設委託管理業務と施設委託管理業務以外の業務の双方に関連する収入及び費用については、適正な基準によりそれぞれの業務に配分して経理しなければならない。

(監督命令の方法)

第三十三条 法第三十条第八項に規定する命令は、様式第三十八の監督命令書により行うものとする。

(防衛大臣の承認)

第三十四条 施設委託管理者は、法第三十一条の規定により防衛大臣の承認を得ようとするときは、様式第三十九による申請書に、次に掲げる事項を記載して、これを防衛大臣に提出しなければならない。

- 一 製造等を行うとする他製品
 - 二 他製品の製造等が必要となる受託指定装備品製造施設等の範囲
 - 三 他製品の製造等の方法
 - 四 他製品の製造等を行う期間の始期及び終期
- 2 防衛大臣は、前項各号に掲げる事項が全て記載された申請書の提出を受けた場合において、速やかに指定装備品等の製造等の目的の確実な達成の観点からその内容を審査し、法第三十一条の承認をするときは、その提出を受けた日から原則として二月以内に、申請者に様式第四十による通知書を交付するものとする。
- 3 防衛大臣は、法第三十一条の承認をしないときは、その旨及びその理由を記載した様式第四十一による通知書を申請者に交付するものとする。

(立入検査の証明書)

第三十五条 法第三十二条第一項の規定により立入検査をする職員の身分を示す証明書は、様式第四十二によるものとする。

附 則

この省令は、令和五年十月一日から施行する。ただし、第二十八条の規定は、法附則第一項ただし書に規定する規定の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。

様式第一（第2条第1項第1号関係）

装備品安定製造等確保計画認定申請書
（供給網強靱化）

年 月 日

防衛大臣 殿

住 所
名 称
代表者の氏名

防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律（令和5年法律第54号）第4条第1項第1号の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので申請します。

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別紙

装備品安定製造等確保計画
(供給網強靱化)

1 計画の名称

--

(注) 複数の装備品安定製造等確保計画を作成・提出する場合は、計画ごとに区別が可能となるよう、名称を変えること。

2 装備品製造等事業者に関する事項

申請者の名称等	
申請者の氏名又は名称	
代表者名（申請者が法人の場合）	
本社所在地	
特定取組を実施する生産拠点の所在地	
資本金の額又は出資の総額	
申請前年度の売上高	
常時使用する従業員の数	
法人番号（申請者が法人の場合）	
現在製造等に関与している装備品等（代表例）※	
納入先（代表例）※	

担当者の連絡先	
所 属	
氏 名	
TEL	
E-mail	

(注1) 共同で申請する場合は、申請者ごとに欄を追加して記載すること。

(注2) 生産拠点が複数にまたがる場合は、欄を追加して記載すること。

(注3) ※欄は、現在、装備品等の製造等を行っている場合のみ記載すること。

(注4) 部品又は構成品の製造等を行っている場合は、完成品を記載し、括弧内に当該部品又は構成品を記載すること。

3 安定的な製造等の確保を図ろうとする指定装備品等の品目

(1) 指定装備品等の品目

--

(注1) 特定取組の効果が製造等に寄与することが直近において見込まれるものを記載すること。

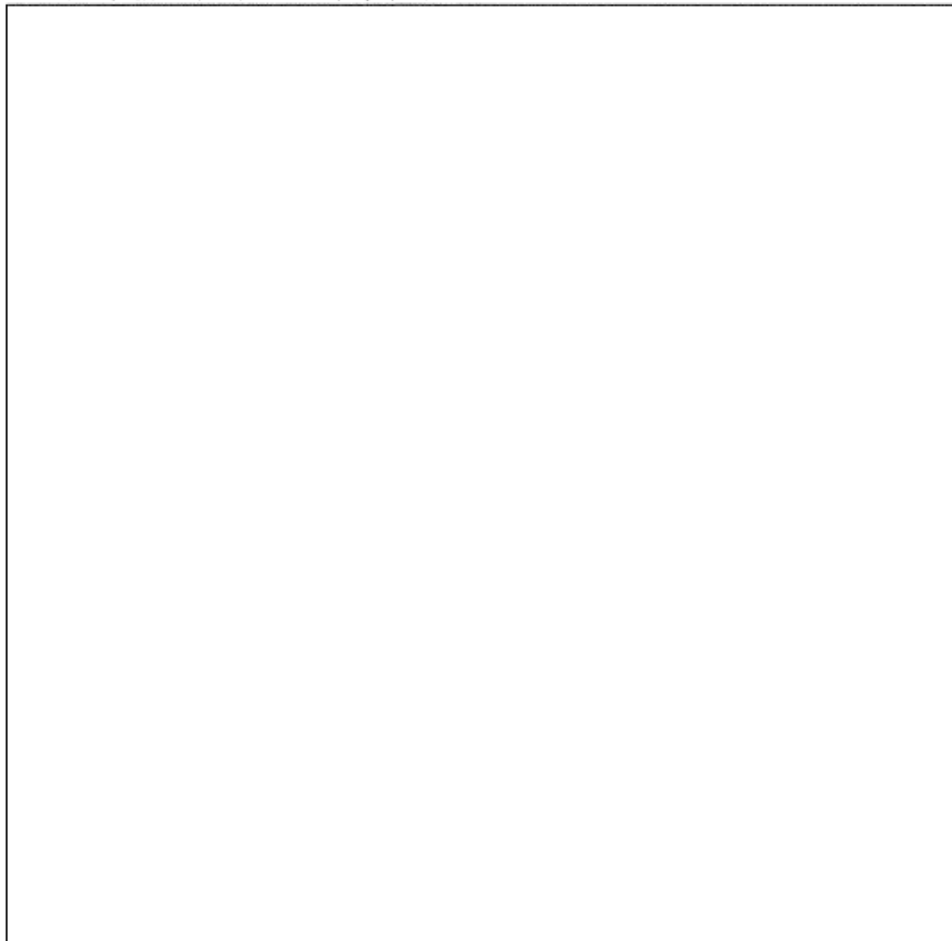
(注2) 指定装備品等が部品や構成品の場合、それらが完成品の製造等のためにどのように用いられるかを具体的に記載すること（別添を可とする。）。

(2) 指定装備品等の製造等が停止された場合に想定される防衛省の調達への影響

--

(注) 指定装備品等が部品や構成品の場合、それらの製造等が停止したときに予想される完成品の製造等に及ぼす影響について具体的に記載すること。

4 指定装備品等の製造等の現状、課題等



(注1) 図などを用いて記載すること。

(注2) 指定装備品等の安定的な製造等に係る課題及び供給網強靱化に係る取組を実施する必要性について記載すること。

5 特定取組の目的、見込まれる効果等

特定取組の目的及び見込まれる効果	
特定取組の種類 (注1)	
目的達成に関する指標	
目標達成に関する資格・認証等	

(注1) 指定装備品等の製造等に必要な原材料等の供給源の多様化若しくは備蓄又は生産技術の導入、開発若しくは改良のうち、該当するものを記載すること。

(注2) 指定装備品等の安定的な製造等に、どのように寄与するか記載すること。

(注3) 複数の取組を実施する場合には、上表を追加してそれぞれの取組ごとに記載すること。

(注4) 特定取組の内容を補足する参考資料がある場合は、当該資料を添付すること。

6 特定取組の内容及び実施時期

実施時期（予定）	具体的な取組内容	

（注1）複数の取組を実施する場合には、上表を追加してそれぞれの取組ごとに記載すること。

（注2）取組内容及び実施時期がわかるよう具体的に記載すること（別添を可とする。）。

7 特定取組に必要な資金の額及びその調達方法等

(1) 特定取組に必要な資金及びその内訳

(単位：円)

経費総額 _(注1、2)		
内 訳 _(注3)		

（注1）本項における経費総額は計画申請時及び計画認定時における見積額であり、特定取組に係る契約における契約金額は、これを基本として当該契約の締結に際して行う商議を通じて決定する。なお、計画の認定から契約の締結までに相当期間が経過した場合は、物価変動や為替等を考慮して金額を変更することがある。

（注2）特定取組に係る契約における契約金額は、本項における経費総額に「9 指定装備品等以外への活用予定等」における「防衛活用割合（見積）」を乗じた額を上限とする。

（注3）利益相当額は含めないこと。

(2) 導入予定の設備

設備の設置場所(工場等)：

設備(機械装置等)の名称	単価 (円)	数量 (単位)	見積金額 (円)

（注1）設備の設置場所（工場等）が複数の場合は、上表を追加し、個別設備ごとに記載すること。

（注2）設備に関するカタログや仕様書等の設備の概要、当該設備等の見積書など見積金額がわかる資料を添付すること。なお、見積書は複数添付することが望ましい。

(3) 必要な資金の調達方法

(単位：円)

調達方法 費用	政府関係金融機関からの借入れ (金融機関名)、(額)	民間金融機関からの借入れ(金融機関名)、 (額)	自己資金 (資金内訳)	その他	事業費 合計	備考
年度						
年度						

(注1)「民間金融機関からの借入れ」について信用保証協会による保証を受ける期待がある場合には、その旨を、借入先金融機関名を示しつつ「備考」欄に記載すること。

(注2)「その他」には出資、社債の発行、リースその他「政府関係金融機関からの借入れ」、「民間金融機関からの借入れ」及び「自己資金」以外の調達方法による調達額を、それぞれ調達先の名称及び金額の内訳を示しつつ記載すること。

(注3) 計画実施期間内の各年度の資金の調達方法について年度ごとに記載すること。

(注4) 複数の取組を実施する場合は、上表を追加してそれぞれの取組ごとに記載すること。

(4) 補助金等の受給状況

補助金等の名称	受給額 (円)	備考

(注) 本計画に係る事業と同一の事業に関し、国、地方公共団体等の補助金、助成金又はこれらに類するものの交付を受けた、又は受ける予定があるものを記載すること。

8 特定取組の活用が確実に見込まれる指定装備品等の製造等に係る契約

件 名	備 考

(注1) 本特定取組の成果が、その履行のために活用されることが確実に見込まれる指定装備品等の製造等に係る契約を1件以上記載すること。

(注2) 申請者が防衛省と直接契約関係にない場合、納入先がわかる資料を添付すること。そのほか、防衛省との契約関係がわかる資料（発注書、商議の記録、防衛省と契約関係にある事業者により発行された認定証等）がある場合は添付すること。

9 指定装備品等以外への活用予定等

指定装備品等以外の防衛用途への活用予定 (注1)	
防衛用途以外への活用予定	
防衛活用割合（見積） (注2)	

(注1) 「3(1) 指定装備品等の品目」に記載された装備品等以外の防衛用途への活用予定がある場合、活用が見込まれる工程の概要を記載すること。

(注2) 特定取組で取得する設備等を防衛及び民需に活用する場合、防衛活用割合（見積）を把握可能な合理的指標（特定取組実施部門における過去3年の防衛生産高実績比率（防衛/（防衛+民需））等）により記載すること。

10 必要となる法令に基づく免許等の取得又は申請の状況

必要となる免許等の名称及び根拠法令	取得又は申請の状況

添付書類目次

添付書類

1	申請者の定款の写し又はこれに準ずるもの及び申請者が登記をしている場合には、当該登記に係る登記事項証明書
2	申請者の最近3期間の事業報告の写し、貸借対照表及び損益計算書（これらの書類を作成していない場合には、これらに準ずるもの）
3	申請者が次のいずれにも該当しないことを誓約する書類 (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。） (2) 法人でその役員のうちに暴力団員等があるもの (3) 暴力団員等がその事業活動を支配する者
4	特定取組の内容に関する補足資料
5	特定取組に必要な資金の見積りに用いたカタログ、仕様書、見積書等
6	（申請者が防衛省と直接契約関係にない場合）納入先がわかる資料
7	（申請者が防衛省と直接契約関係にない場合）防衛省との契約関係がわかる資料（発注書、商議の記録、防衛省との契約関係にある事業者により発行された認定証等）

様式第二（第2条第1項第2号関係）

装備品安定製造等確保計画認定申請書
（製造工程効率化）

年 月 日

防衛大臣 殿

住 所
名 称
代表者の氏名

防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律（令和5年法律第54号）第4条第1項第2号の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので申請します。

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別紙

装備品安定製造等確保計画
(製造工程効率化)

1 計画の名称

--

(注) 複数の装備品安定製造等確保計画を作成・提出する場合は、計画ごとに区別が可能となるよう、名称を変えること。

2 装備品製造等事業者に関する事項

申請者の名称等	
申請者の氏名又は名称	
代表者名（申請者が法人の場合）	
本社所在地	
特定取組を実施する生産拠点の所在地	
資本金の額又は出資の総額	
申請前年度の売上高	
常時使用する従業員の数	
法人番号（申請者が法人の場合）	
現在製造等に関与している装備品等（代表例）※	
納入先（代表例）※	

担当者の連絡先	
所属	
氏名	
TEL	
E-mail	

(注1) 共同で申請する場合は、申請者ごとに欄を追加して記載すること。

(注2) 生産拠点が複数にまたがる場合は、欄を追加して記載すること。

(注3) ※欄は、現在、装備品等の製造等を行っている場合のみ記載すること。

(注4) 部品又は構成品の製造等を行っている場合は、完成品を記載し、括弧内に当該部品又は構成品を記載すること。

3 安定的な製造等の確保を図ろうとする指定装備品等の品目

(1) 指定装備品等の品目

--

(注1) 特定取組の効果が製造等に寄与することが直近において見込まれるものを記載すること。

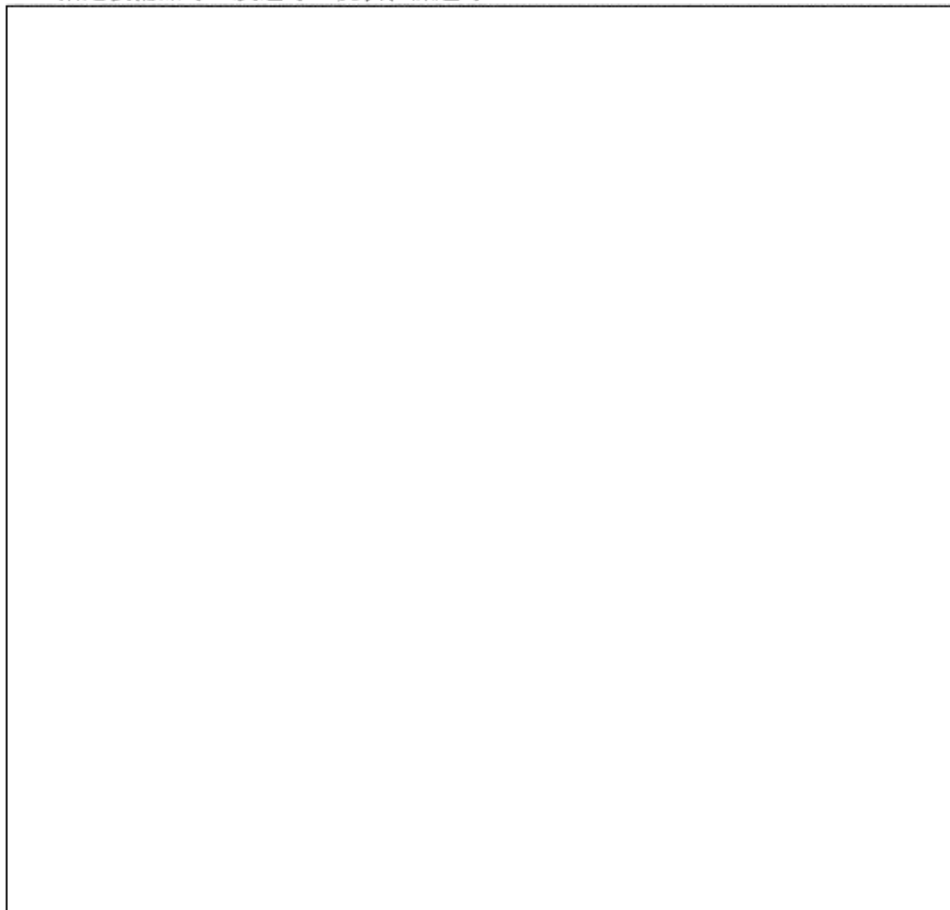
(注2) 指定装備品等が部品や構成品の場合、それらが完成品の製造等のためにどのように用いられるかを具体的に記載すること（別添を可とする。）。

(2) 指定装備品等の製造等が停止された場合に想定される防衛省の調達への影響

--

(注) 指定装備品等が部品や構成品の場合、それらの製造等が停止したときに予想される完成品の製造等に及ぼす影響について具体的に記載すること。

4 指定装備品等の製造等の現状、課題等



(注1) 図などを用いて記載すること。

(注2) 指定装備品等の安定的な製造等に係る課題及び製造工程の効率化のための取組を実施する必要性について記載すること。

5 特定取組の目的、見込まれる効果等

特定取組の目的及び見込まれる効果	
目的達成に関する資格・認証等	

(注1) 指定装備品等の安定的な製造等に、どのように寄与するか記載すること。

(注2) 複数の取組を実施する場合には、上表を追加してそれぞれの取組ごとに記載すること。

(注3) 特定取組の内容を補足する参考資料がある場合は、当該資料を添付すること。

6 特定取組の内容及び実施時期

実施時期（予定）	具体的な取組内容	

（注1）複数の取組を実施する場合には、上表を追加してそれぞれの取組ごとに記載すること。

（注2）取組内容及び実施時期がわかるよう具体的に記載すること（別添を可とする。）。

7 特定取組に必要な資金の額及びその調達方法等

(1) 特定取組に必要な資金及びその内訳

（単位：円）

経費総額（注1、2）		
内 訳（注3）		

（注1）本項における経費総額は計画申請時及び計画認定時における見積額であり、特定取組に係る契約における契約金額は、これを基本として当該契約の締結に際して行う商議を通じて決定する。なお、計画の認定から契約の締結までに相当期間が経過した場合は、物価変動や為替等を考慮して金額を変更することがある。

（注2）特定取組に係る契約における契約金額は、本項における経費総額に「9 指定装備品等以外への活用予定等」における「防衛活用割合（見積）」を乗じた額を上限とする。

（注3）利益相当額は含めないこと。

(2) 導入予定の設備

設備の設置場所(工場等) :

設備(機械装置等)の名称	単価 (円)	数量 (単位)	見積金額 (円)

(注1) 設備の設置場所(工場等)が複数の場合は、上表を追加し、個別設備ごとに記載すること。

(注2) 設備に関するカタログや仕様書等の設備の概要、当該設備等の見積書など見積金額がわかる資料を添付すること。なお、見積書は複数添付することが望ましい。

(3) 必要な資金の調達方法

(単位：円)

調達方法 費用	政府関係金融機関からの借入れ (金融機関名)、(額)	民間金融機関からの借入れ(金融機関名)、 (額)	自己資金 (資金内訳)	その他	事業費 合計	備考
年度						
年度						

(注1) 「民間金融機関からの借入れ」について信用保証協会による保証を受ける期待がある場合には、その旨を、借入先金融機関名を示しつつ「備考」欄に記載すること。

(注2) 「その他」には出資、社債の発行、リースその他「政府関係金融機関からの借入れ」、「民間金融機関からの借入れ」及び「自己資金」以外の調達方法による調達額を、それぞれ調達先の名称及び金額の内訳を示しつつ記載すること。

(注3) 計画実施期間内の各年度の資金の調達方法について年度ごとに記載すること。

(注4) 複数の取組を実施する場合は、上表を追加してそれぞれの取組ごとに記載すること。

(4) 補助金等の受給状況

補助金等の名称	受給額 (円)	備考

(注) 本計画に係る事業と同一の事業に関し、国、地方公共団体等の補助金、助成金又はこれらに類するものの交付を受けた、又は受ける予定があるものを記載すること。

8 特定取組の活用が確実に見込まれる指定装備品等の製造等に係る契約

件 名	備 考

(注1) 本特定取組の成果が、その履行のために活用されることが確実に見込まれる指定装備品等の製造等に係る契約を1件以上記載すること。

(注2) 申請者が防衛省と直接契約関係がない場合、納入先がわかる資料を添付すること。そのほか、防衛省との契約関係がわかる資料（発注書、商議の記録、防衛省と契約関係にある事業者により発行された認定証等）がある場合は添付すること。

9 指定装備品等以外への活用予定等

指定装備品等以外の防衛用途への活用予定 (注1)	
防衛用途以外への活用予定	
防需活用割合（見積） (注2)	

(注1) 「3(1) 指定装備品等の品目」に記載された装備品等以外の防衛用途への活用予定がある場合、活用が見込まれる工程の概要を記載すること。

(注2) 特定取組で取得する設備等を防需及び民需に活用する場合、防需活用割合（見積）を把握可能な合理的指標（特定取組実施部門における過去3年の防需生産高実績比率（防需/（防需+民需））等）により記載すること。

10 必要となる法令に基づく免許等の取得又は申請の状況

必要となる免許等の名称及び根拠法令	取得又は申請の状況

添付書類目次

添付書類

1	申請者の定款の写し又はこれに準ずるもの及び申請者が登記をしている場合には、当該登記に係る登記事項証明書
2	申請者の最近3期間の事業報告の写し、貸借対照表及び損益計算書（これらの書類を作成していない場合には、これらに準ずるもの）
3	申請者が次のいずれにも該当しないことを誓約する書類 (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。） (2) 法人でその役員のうちに暴力団員等があるもの (3) 暴力団員等がその事業活動を支配する者
4	特定取組の内容に関する補足資料
5	特定取組に必要な資金の見積りに用いたカタログ、仕様書、見積書等
6	（申請者が防衛省と直接契約関係にない場合）納入先がわかる資料
7	（申請者が防衛省と直接契約関係にない場合）防衛省との契約関係がわかる資料（発注書、商議の記録、防衛省との契約関係にある事業者により発行された認定証等）

様式第三（第2条第1項第3号関係）

装備品安定製造等確保計画認定申請書
(サイバーセキュリティ強化)

年 月 日

防衛大臣 殿

住 所
名 称
代表者の氏名

防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律（令和5年法律第54号）第4条第1項第3号の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので申請します。

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別紙

装備品安定製造等確保計画
(サイバーセキュリティ強化)

1 計画の名称

--

(注) 複数の装備品安定製造等確保計画を作成・提出する場合は、計画ごとに区別が可能となるよう、名称を変えること。

2 装備品製造等事業者に関する事項

申請者の名称等	
申請者の氏名又は名称	
代表者名（申請者が法人の場合）	
本社所在地	
特定取組を実施する生産拠点の所在地	
資本金の額又は出資の総額	
申請前年度の売上高	
常時使用する従業員の数	
法人番号（申請者が法人の場合）	
現在製造等に関与している装備品等（代表例）※	
納入先（代表例）※	

担当者の連絡先	
所属	
氏名	
TEL	
E-mail	

(注1) 共同で申請する場合は、申請者ごとに欄を追加して記載すること。

(注2) 生産拠点が複数にまたがる場合は、欄を追加して記載すること。

(注3) ※欄は、現在、装備品等の製造等を行っている場合のみ記載すること。

(注4) 部品又は構成品の製造等を行っている場合は、完成品を記載し、括弧内に当該部品又は構成品を記載すること。

3 安定的な製造等の確保を図ろうとする指定装備品等の品目

(1) 指定装備品等の品目

--

(注1) 特定取組の効果が製造等に寄与することが直近において見込まれるものを記載すること。

(注2) 指定装備品等が部品や構成品的の場合、それらが完成品の製造等のためにどのように用いられるかを具体的に記載すること（別添を可とする。）。

(注3) 保護すべき情報（装備品等及び役務の調達に関する情報のうち、契約相手方に保護を求める情報として、防衛省が指定したものをいい、当該情報として指定が見込まれるものを含む。以下同じ。）を取り扱う指定装備品等の品目は、全て記載すること。

(2) 指定装備品等の製造等が停止された場合に想定される防衛省の調達への影響

--

(注) 指定装備品等が部品や構成品的の場合、それらの製造等が停止したときに予想される完成品の製造等に及ぼす影響について具体的に記載すること。

4 現在の状況等

保護すべき情報の 取扱い（現状）	☐ 取り扱っていない。 （取扱開始予定時期：____年____月） ☐ 紙媒体のみで取り扱っている。 ☐ スタンドアロン端末で取り扱っている。 ☐ 外部ネットワーク（防衛セキュリティゲートウェイを除く。 以下同じ。）や社内の情報システムに接続しないLAN環境 で取り扱っている。 ☐ 外部ネットワークや社内の情報システムに接続したLAN 環境で取り扱っている。
保護すべき情報の 取扱い（特定取組 実施後の予定）	☐ スタンドアロン端末で取り扱う。 ☐ 外部ネットワークや社内の情報システムに接続しないLAN 環境で取り扱う。 ☐ 外部ネットワークや社内の情報システムに接続したLAN 環境で取り扱う。
システムセキュリ ティ実装計画書 （注1）	☐ 防衛省に提出済み （提出日：____年____月____日・提出先機関：____） ☐ 防衛省に提出予定 （提出予定時期：____年____月）
サイバーセキュリ ティ強化を行うた めの脆弱性の調査 結果概要等（注2）	
防衛セキュリティ ゲートウェイの利 用状況	☐ 利用している。 ☐ 利用予定である。（予定時期：____年____月頃） ☐ 利用の申込みをしている。 ☐ 利用の申込みを検討又は予定している。 ☐ 利用予定はない。 利用しない理由：

（注1）「システムセキュリティ実装計画書」とは、装備品製造等事業者が、自社が保有し、又は使用する保護システム（保護すべき情報を取り扱う情報システムをいう。）について、自社の情報セキュリティ基本方針等に規定する措置を適切に実施し、防衛省が定めた装備品等及び役務の調達における情報セキュリティ基準（以下「防衛産業サイバーセキュリティ基準」という。）に適合していることを証明する資料として、当該事業者が作成したものを指す。

（注2）脆弱性調査の結果概要とサービス名称を記載し、必要に応じパンフレット等を添付すること。

5 特定取組の目的、見込まれる効果等

特定取組の目的 (注1)	「防衛産業サイバーセキュリティ基準」 において関連する項番号 (注2)
☐ 組織的セキュリティの強化 ☐ 物理的及び環境的セキュリティの強化 ☐ システムセキュリティの強化 ☐ 脆弱性調査 ☐ その他	
見込まれる効果等 (注3)	

(注1) 該当する項目全てにチェックをすること。

(注2) 「防衛産業サイバーセキュリティ基準」において関連する項番号を全て記載すること。

(注3) 取組の詳細（具体的取組、導入する機器・ソフトウェア、サービス等）・規模（取組の対象となる端末・アカウント・職員等の数）、実施体制等を明記すること（別添を可とする。）。

(注4) 防衛セキュリティゲートウェイの利用に係る特定取組を実施する場合は、申請者自身の負担で実施するものについてのみ記載すること。

(注5) 保護システム領域を防衛事業・民間事業共用で利用する場合は、経済合理性その他の理由を明記すること。

(注6) 特定取組の内容を補足する参考資料がある場合は、当該資料を添付すること。

6 特定取組の内容、実施時期等

(1) 特定取組の内容及び実施時期

実施時期（予定）	具体的な取組内容	

（注1）5で記述した具体的な取組の項目を列記し、それぞれ取組の開始予定、完了予定についてそれらの時期を明らかにすること。

（注2）表は適宜の様式とし、別添を可とする。

(2) 取組を行う施設等（工場、研究所、事業所等）

施設等の名称	
施設等の所在地	

（注）複数の施設等において取組を実施する場合は、上表を追加してそれぞれの施設等ごとに記載すること。

(3) 施設等が「防衛産業サイバーセキュリティ基準」に適合する時期（予定）

_____年 _____月

7 特定取組に必要な資金の額及びその調達方法等

(1) 特定取組に必要な資金及びその内訳

(単位：円)

経費総額 (注1)		
内 訳 (注2)		

(注1) 本項における経費総額は計画申請時及び計画認定時における見積額であり、特定取組に係る契約における契約金額は、これを基本として当該契約の締結に際して行う商議を通じて決定する。なお、計画の認定から契約の締結までに相当期間が経過した場合は、物価変動や為替等を考慮して金額を変更することがある。

(注2) 利益相当額は含めないこと。

(注3) カタログや仕様書等の見積書など見積金額がわかる資料を添付すること。なお、見積書は複数添付することが望ましい。

(2) 必要な資金の調達方法

(単位：円)

調達方法 費用	政府関係金融機関からの借入れ、 (金融機関名)、(額)	民間金融機関からの借入れ(金融機関名)、 (額)	自己資金 (資金内訳)	その他	事業費 合計	備考
年度						
年度						

(注1) 「民間金融機関からの借入れ」について信用保証協会による保証を受ける期待がある場合には、その旨を、借入先金融機関名を示しつつ「備考」欄に記載すること。

(注2) 「その他」には出資、社債の発行、リースその他「政府関係金融機関からの借入れ」、「民間金融機関からの借入れ」及び「自己資金」以外の調達方法による調達額を、それぞれ調達先の名称及び金額の内訳を示しつつ記載すること。

(注3) 計画実施期間内の各年度の資金の調達方法について年度ごとに記載すること。

(3) 補助金等の受給状況

補助金等の名称	受給額 (円)	備考

(注) 本計画に係る事業と同一の事業に関し、国、地方公共団体等の補助金、助成金又はこれらに類するものの交付を受けた、又は受ける予定があるものを記載すること。

8 特定取組の活用が確実に見込まれる指定装備品等の製造等に係る契約

件 名	備 考

(注1) 本特定取組の成果が、その履行のために活用されることが確実に見込まれる指定装備品等の製造等に係る契約を1件以上記載すること。

(注2) 申請者が防衛省と直接契約関係でない場合、納入先がわかる資料を添付すること。そのほか、防衛省との契約関係がわかる資料（発注書、商議の記録、防衛省と契約関係にある事業者により発行された認定証等）がある場合は添付すること。

添付書類目次

添付書類

1	申請者の定款の写し又はこれに準ずるもの及び申請者が登記をしている場合には、当該登記に係る登記事項証明書
2	申請者の最近3期間の事業報告の写し、貸借対照表及び損益計算書（これらの書類を作成していない場合には、これらに準ずるもの）
3	申請者が次のいずれにも該当しないことを誓約する書類 (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。） (2) 法人でその役員のうちに暴力団員等があるもの (3) 暴力団員等がその事業活動を支配する者
4	特定取組の内容に関する補足資料
5	特定取組に必要な資金の見積りに用いたカタログ、仕様書、見積書等
6	（申請者が防衛省と直接契約関係にない場合）納入先がわかる資料
7	（申請者が防衛省と直接契約関係にない場合）防衛省との契約関係がわかる資料（発注書、商議の記録、防衛省との契約関係にある事業者により発行された認定証等）

様式第四（第2条第1項第4号関係）

装備品安定製造等確保計画認定申請書
(事業承継等)

年 月 日

防衛大臣 殿

住 所
名 称
代表者の氏名

防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律（令和5年法律第54号）第4条第1項第4号の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので申請します。

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別紙

装備品安定製造等確保計画
(事業承継等)

1 計画の名称

--

(注) 複数の装備品安定製造等確保計画を作成・提出する場合は、計画ごとに区別が可能となるよう、名称を変えること。

2 装備品製造等事業者に関する事項

申請者の名称等	
申請者の氏名又は名称	
代表者名（申請者が法人の場合）	
本社所在地	
特定取組を実施する生産拠点の所在地	
資本金の額又は出資の総額	
申請前年度の売上高	
常時使用する従業員の数	
法人番号（申請者が法人の場合）	
現在製造等に関与している装備品等（代表例）※	
納入先（代表例）※	

担当者の連絡先	
所属	
氏名	
TEL	
E-mail	

(注1) 共同で申請する場合は、申請者ごとに欄を追加して記載すること。

(注2) 生産拠点が複数にまたがる場合は、欄を追加して記載すること。

(注3) ※欄は、現在、装備品等の製造等を行っている場合のみ記載すること。

(注4) 部品又は構成品の製造等を行っている場合は、完成品を記載し、括弧内に当該部品又は構成品を記載すること。

3 安定的な製造等の確保を図ろうとする指定装備品等の品目

(1) 指定装備品等の品目

--

(注1) 特定取組の効果が製造等に寄与することが直近において見込まれるものを記載すること。

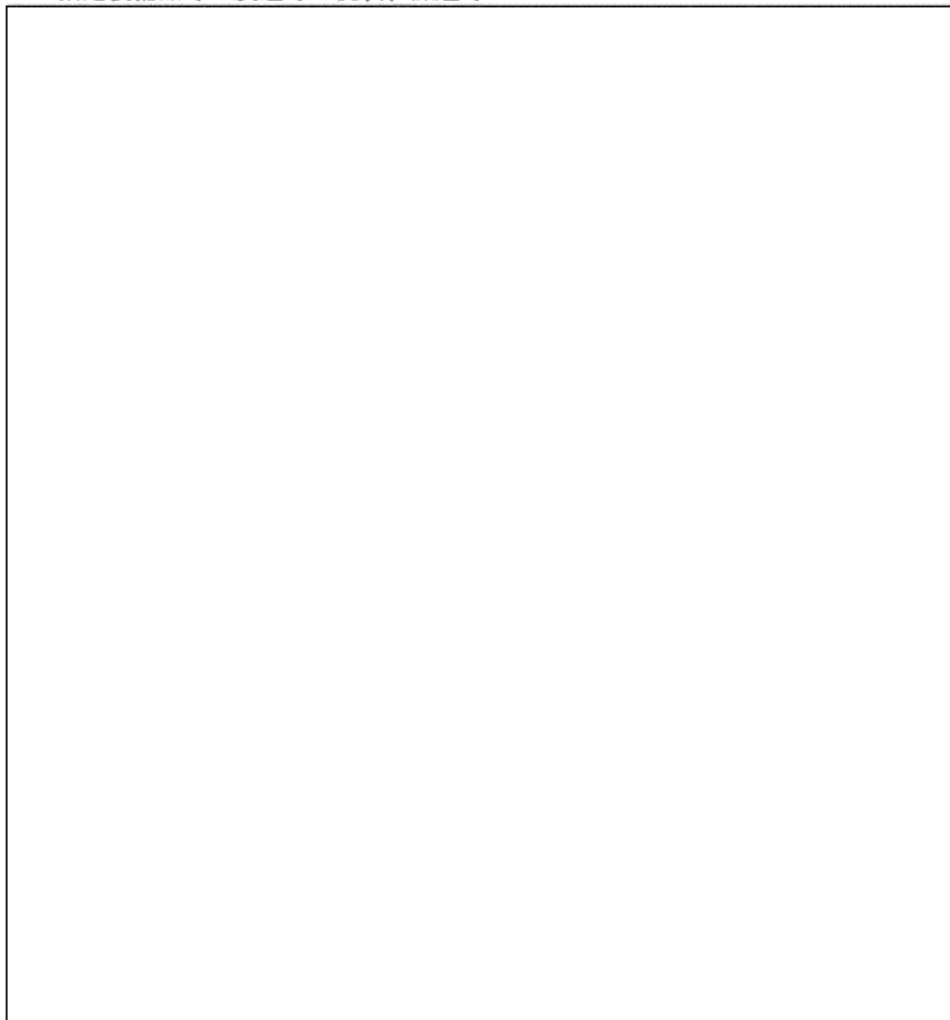
(注2) 指定装備品等が部品や構成品的の場合、それらが完成品の製造等のためにどのように用いられるかを具体的に記載すること（別添を可とする。）。

(2) 指定装備品等の製造等が停止された場合に想定される防衛省の調達への影響

--

(注) 指定装備品等が部品や構成品的の場合、それらの製造等が停止したときに予想される完成品の製造等に及ぼす影響について具体的に記載すること。

4 指定装備品等の製造等の現状、課題等



(注) 図などを用いて記載すること。

5 特定取組の目的、見込まれる効果等

特定取組の目的及び見込まれる効果	
目的達成に関する指標	
目的達成に関する資格・認証等	

(注1) 指定装備品等の安定的な製造等に、どのように寄与するか記載すること。

(注2) 複数の取組を実施する場合には、上表を追加してそれぞれの取組ごとに記載すること。

(注3) 特定取組の内容を補足する参考資料がある場合には、当該資料を添付すること。

6 特定取組の内容及び実施期間

実施時期（予定）	具体的な取組内容	

（注1）事業承継等における実施内容が複数存在する場合には、上表を追加してそれぞれの内容ごとに記載すること。

（注2）取組内容及び実施時期がわかるよう具体的に記載すること（別添を可とする。）。

7 特定取組に必要な資金の額及びその調達方法等

(1) 特定取組に必要な資金及びその内訳

(単位：円)

経費総額 (注1、2)		
内 訳 (注3)		

(注1) 本項における経費総額は計画申請時及び計画認定時における見積額であり、特定取組に係る契約における契約金額は、これを基本として当該契約の締結に際して行う商議を通じて決定する。なお、計画の認定から契約の締結までに相当期間が経過した場合は、物価変動や為替等を考慮して金額を変更することがある。

(注2) 特定取組に係る契約における契約金額は、本項における経費総額に「9 指定装備品等以外への活用予定等」における「防衛活用割合（見積）」を乗じた額を上限とする。

(注3) 利益相当額は含めないこと。

(2) 導入予定の設備

設備の設置場所(工場等)：

設備(機械装置等)の名称	単価 (円)	数量 (単位)	見積金額 (円)

(注1) 設備の設置場所(工場等)が複数の場合は、上表を追加し、個別設備ごとに記載すること。

(注2) 設備に関するカタログや仕様書等の設備の概要、当該設備等の見積書など見積金額がわかる資料を添付すること。なお、見積書は複数添付することが望ましい。

(3) 必要な資金の調達方法

(単位：円)

調達方法 費用	政府関係金融機関からの借入れ (金融機関名)、(額)	民間金融機関からの借入れ(金融機関名)、 (額)	自己資金 (資金内訳)	その他	事業費 合計	備考
年度						
年度						

(注1) 「民間金融機関からの借入れ」について信用保証協会による保証を受ける期待がある場合には、その旨を、借入先金融機関名を示しつつ「備考」欄に記載すること。

(注2) 「その他」には出資、社債の発行、リースその他「政府関係金融機関からの借入れ」、「民間金融機関からの借入れ」及び「自己資金」以外の調達方法による調達額を、それぞれ調達先の名称及び金額の内訳を示しつつ記載すること。

(注3) 計画実施期間内の各年度の資金の調達方法について年度ごとに記載すること。

(注4) 複数の取組を実施する場合には、上表を追加してそれぞれの取組ごとに記載すること。

(4) 補助金等の受給状況

補助金等の名称	受給額 (円)	備考

(注) 本計画に係る事業と同一の事業に関し、国、地方公共団体等の補助金、助成金又はこれらに類するものの交付を受けた、又は受ける予定があるものを記載すること。

8 特定取組の活用が確実に見込まれる指定装備品等の製造等に係る契約

件 名	備 考

(注1) 本特定取組の成果が、その履行のために活用されることが確実に見込まれる指定装備品等の製造等に係る契約を1件以上記載すること。

(注2) 申請者が防衛省と直接契約関係にない場合、納入先がわかる資料を添付すること。そのほか、防衛省との契約関係がわかる資料（発注書、商議の記録、防衛省と契約関係にある事業者により発行された認定証等）がある場合は添付すること。

9 指定装備品等以外への活用予定等

指定装備品等以外の防衛用途への活用予定 (注1)	
防衛用途以外への活用予定	
防衛活用割合（見積） (注2)	

(注1) 「3(1) 指定装備品等の品目」に記載された装備品等以外の防衛用途への活用予定がある場合、活用が見込まれる工程の概要を記載すること。

(注2) 特定取組で取得する設備等を防衛及び民需に活用する場合、防衛活用割合（見積）を把握可能な合理的指標（特定取組実施部門における過去3年の防衛生産高実績比率（防衛/（防衛+民需））等）により記載すること。

10 必要となる法令に基づく免許等の取得又は申請の状況

必要となる免許等の名称及び根拠法令	取得又は申請の状況

添付書類目次

添付書類

1	申請者の定款の写し又はこれに準ずるもの及び申請者が登記をしている場合には、当該登記に係る登記事項証明書
2	申請者の最近3期間の事業報告の写し、貸借対照表及び損益計算書（これらの書類を作成していない場合には、これらに準ずるもの）
3	申請者が次のいずれにも該当しないことを誓約する書類 (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。） (2) 法人でその役員のうちに暴力団員等があるもの (3) 暴力団員等がその事業活動を支配する者
4	特定取組の内容に関する補足資料
5	特定取組に必要な資金の見積りに用いたカタログ、仕様書、見積書等
6	（申請者が防衛省と直接契約関係にない場合）納入先がわかる資料
7	（申請者が防衛省と直接契約関係にない場合）防衛省との契約関係がわかる資料（発注書、商議の記録、防衛省との契約関係にある事業者により発行された認定証等）

様式第五（第2条第1項第5号関係）

装備品安定製造等確保計画認定申請書
(包括)

年 月 日

防衛大臣 殿

住 所
名 称
代表者の氏名

防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律（令和5年法律第54号）第4条第1項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので申請します。

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別紙

装備品安定製造等確保計画
(包括)

1 計画の趣旨

供給網の強靱化などの取組により装備品等の開発及び生産のための基盤を強化し、「3」に掲げる指定装備品等の安定的な製造等の確保を図る観点から、サプライヤーによる特定取組の実施が必要不可欠である。具体的な特定取組の実施は、サプライヤーが作成及び提出し、防衛大臣から認定を受けた装備品安定製造等確保計画によるものとし、当該特定取組について、「3」に掲げる指定装備品等のうち1又は2以上のものの安定的な製造等の確保に資するため、必要に応じ、直接又は間接に指導、助言及び調整を実施する。

2 装備品製造等事業者に関する事項

申請者の名称等	
申請者の氏名又は名称	
代表者名（申請者が法人の場合）	
本社所在地	
資本金の額又は出資の総額	
申請前年度の売上高	
常時使用する従業員の数	
法人番号（申請者が法人の場合）	

担当者の連絡先	
所 属	
氏 名	
TEL	
E-mail	

3 安定的な製造等の確保を図ろうとする指定装備品等の品目

--

(注) 自ら製造等し、防衛省に納入する完成品たる指定装備品等のうち、サプライヤーが行う特定取組を通じて安定的な製造等の確保を図ろうとするものを記載すること。

4 特定取組の内容及び実施時期

(1) 特定取組の内容

--

(2) 実施時期

--

5 特定取組に必要な資金の額及びその調達方法

--

6 特定取組を実施することにより見込まれる効果

--

7 必要となる法令に基づく免許等の取得又は申請の状況

--

添付書類目次

添付書類

1	申請者の定款の写し又はこれに準ずるもの及び申請者が登記をしている場合には、当該登記に係る登記事項証明書
2	申請者の最近3期間の事業報告の写し、貸借対照表及び損益計算書（これらの書類を作成していない場合には、これらに準ずるもの）
3	申請者が次のいずれにも該当しないことを誓約する書類 (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。） (2) 法人でその役員のうちに暴力団員等があるもの (3) 暴力団員等がその事業活動を支配する者

様式第六（第3条第1項関係）

装備品安定製造等確保計画認定書

番 号
年 月 日

（申請者） 殿

防衛大臣

年 月 日付けで申請のあった下記の装備品安定製造等確保計画について、防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律（令和5年法律第54号）第4条第3項の規定に基づき、これを認定します。

記

- 1 装備品安定製造等確保計画認定番号
- 2 申請された装備品安定製造等確保計画の名称
- 3 申請者の名称及び代表者の氏名
- 4 申請者の住所
- 5 その他特記事項

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第七（第3条第3項関係）

装備品安定製造等確保計画不認定通知書

番 号
年 月 日

（申請者） 殿

防衛大臣

年 月 日付けで申請のあった装備品安定製造等確保計画について、
下記の理由により認定をしないものとしましたので通知します。

記

- 1 申請された装備品安定製造等確保計画の名称
- 2 不認定の理由

（教示）

この処分に対して不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、防衛大臣に対して審査請求をすることができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分に対して取消しを求める訴訟を提起する場合には、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第八（第4条第1項関係）

装備品安定製造等確保計画変更認定申請書

年 月 日

防衛大臣 殿

住 所
名 称
代表者の氏名

防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律（令和5年法律第54号）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり、装備品安定製造等確保計画の変更の認定を受けたいので申請します。

記

- 1 装備品安定製造等確保計画認定番号
- 2 変更事項
- 3 変更事項の内容
- 4 変更理由
- 5 添付を省略する書類

変更後	変更前

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
- 2 「変更事項の内容」については、変更前と変更後を対比して記載する。
- 3 既に提出されている書類のうち、内容に変更がないものは、「添付を省略する書類」に記載の上で当該書類の添付を省略できる。

添付書類目次

添付書類

1	変更後の装備品安定製造等確保計画
2	認定装備品安定製造等確保計画に従って行われる特定取組の実施状況を記載した書類
3	申請者の定款の写し又はこれに準ずるもの及び申請者が登記をしている場合には、当該登記に係る登記事項証明書
4	申請者の最近3期間の事業報告の写し、貸借対照表及び損益計算書（これらの書類を作成していない場合には、これらに準ずるもの）
5	申請者が次のいずれにも該当しないことを誓約する書類 (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。） (2) 法人でその役員のうちに暴力団員等があるもの (3) 暴力団員等がその事業活動を支配する者

様式第九（第4条第4項関係）

装備品安定製造等確保計画変更認定書

番 号
年 月 日

（認定装備品安定製造等確保事業者） 殿

防衛大臣

年 月 日付けで申請のあった装備品安定製造等確保計画の変更について、防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律（令和5年法律第54号）第6条第2項において準用する同法第4条第3項の規定に基づき、これを認定します。

記

- 1 変更前の装備品安定製造等確保計画認定番号
- 2 変更後の装備品安定製造等確保計画認定番号
- 3 変更申請者の名称及び代表者の氏名
- 4 変更申請者の住所
- 5 その他特記事項

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第十（第4条第6項関係）

装備品安定製造等確保計画の変更不認定通知書

番 号
年 月 日

（認定装備品安定製造等確保事業者） 殿

防衛大臣

年 月 日付けで申請のあった装備品安定製造等確保計画の変更について、下記の理由により認定をしないものとなりましたので通知します。

記

1 装備品安定製造等確保計画認定番号

2 不認定の理由

（教示）

この処分に対して不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、防衛大臣に対して審査請求をすることができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分に対して取消しを求める訴訟を提起する場合には、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第十一（第5条第2項関係）

装備品安定製造等確保計画軽微変更届出書

年 月 日

防衛大臣 殿

住 所
名 称
代表者の氏名

装備品安定製造等確保計画の軽微な変更について、防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律（令和5年法律第54号）第6条第1項ただし書及び防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律施行規則（令和5年防衛省令第14号）第5条第2項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 装備品安定製造等確保計画認定番号
- 2 変更事項
- 3 変更事項の内容

変更後	変更前

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
- 2 「変更事項の内容」については、変更前と変更後を対比して記載する。

様式第十二（第6条関係）

装備移転仕様等調整の実施に係る要求書

番 号
年 月 日

（装備品製造等事業者） 殿

防衛大臣

防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律（令和5年法律第54号）第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり装備移転仕様等調整の実施を求めます。

記

- 1 移転対象物品の内容及び当該移転対象物品に係る装備品等の品目
- 2 装備移転を受けることが見込まれる外国政府
- 3 要求する装備移転仕様等調整の概要
- 4 装備移転仕様等調整の実施時期

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第十三（第7条第1項関係）

装備移転仕様等調整計画認定申請書

年 月 日

防衛大臣 殿

住 所
名 称
代表者の氏名

防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律（令和5年法律第54号）第9条第1項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので申請します。

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別紙

装備移転仕様等調整計画

1 計画の名称

--

(注) 複数の装備移転仕様等調整計画を作成・提出する場合は、計画ごとに区別が可能となるよう、名称を変えること。

2 申請者に関する事項

申請者の名称等	
申請者の氏名又は名称	
代表者名（申請者が法人の場合）	
本社所在地	
資本金の額又は出資の総額	
常時使用する従業員の数	
法人番号（申請者が法人の場合）	
申請に係る事業の日本標準産業分類における中分類名称及び小分類名称並びにそれらの番号	

担当者の連絡先	
所属	
氏名	
TEL	
E-mail	

(注) 共同で申請する場合は、申請者ごとに欄を追加して記載すること。

3 移転対象物品の内容及び当該移転対象物品に係る装備品等の品目

--

4 装備移転を受けることが見込まれる外国政府

--

5 装備移転仕様等調整の内容及び実施時期

(1) 装備移転仕様等調整の内容

--

(注) 防衛大臣が求める内容を実現するために設定する具体的な目標及び当該目標を実現するために実施する具体的な作業について記載すること。また、国際競争入札等のため、外国政府への装備移転が契約等により確定していない場合については、国際競争入札等の実施までに必要な装備移転仕様等調整の内容と契約等成立後に実施する装備移転仕様等調整の内容を記載すること。

(2) 実施時期

--

(注) 終期が未定の場合には、事業の終了が見込まれる時期を記載すること。

(3) 実施計画の概要

年 度	実施内容
年度	
年度	
年度	

(注) 計画の期間に合わせて必要に応じて行を追加すること。

(4) 実施体制

実施体制図
情報を適切に管理するための体制の整備状況

(注1) 装備移転仕様等調整に関係する主な部署、その人数の見込み及び担当者の氏名・役職・役割分担等を、図等を活用して記載すること。また、情報を適切に管理するための体制の整備状況について記載すること。

(注2) 共同申請の場合は、共同事業全体での実施体制図を具体的に記載すること。

6 装備移転仕様等調整を行うために必要な資金の額及びその調達方法

(1) 装備移転仕様等調整に必要な資金及びその内訳

(単位：円)

装備移転に係る 経費総額		
装備移転仕様等 調整計画を実施 するために必要 な経費総額		
装備移転仕様等 調整計画を実施 するために必要 な経費内訳 (注1、 2)		

(注1) 概算払の場合、利子及び利益相当額は含めないこと。

(注2) 精算払の場合、利益相当額は含めないこと。

(注3) 経費の内訳については、積算根拠がわかる資料を添付すること。

(2) 必要な資金の調達方法

(単位：円)

調達方法 費用	政府関係 金融機関 からの借 入れ（金 融 機 関 名）、（額）	民間金融 機関から の借入れ （金 融 機 関 名）、 （額）	指定装備 移転支援 法人による 助成金	自己資金 （資金内訳）	その他	事業費 合計	備考
年度							
年度							

(注1) 共同申請の場合には、申請者ごとに作成すること。また、国際競争入札等のため、外国政府への装備移転が契約等により確定していない場合については、国際競争入札等の実施までに必要な資金と契約等成立後に必要となる資金とを分けて記載すること（必要に応じて上表を追加すること。）。その場合には、入札・契約等が見込まれる時期を「備考」欄に記載すること。

(注2) 「民間金融機関からの借入れ」について信用保証協会による保証を受ける期待がある場合には、その旨を、借入先金融機関名を示しつつ「備考」欄に記載すること。

(注3) 「その他」には出資、社債の発行、リースその他「政府関係金融機関からの借入れ」、「民間金融機関からの借入れ」及び「自己資金」以外の調達方法による調達額を、それぞれ調達先の名称及び金額の内訳を示しつつ記載すること。

(注4) 計画実施期間内の各年度の資金の調達方法について年度ごとに記載すること。

(注5) 指定装備移転支援法人による助成金の交付に関し、概算払を希望する場合には、その旨を「備考」欄に記載すること。

7 必要となる法令に基づく免許等の取得又は申請の状況

必要となる免許等の名称及び根拠法令	取得又は申請の状況

添付書類目次

添付書類

1	申請者の定款の写し又はこれに準ずるもの及び申請者が登記をしている場合には、当該登記に係る登記事項証明書
2	申請者の最近3期間の事業報告の写し、貸借対照表及び損益計算書（これらの書類を作成していない場合には、これらに準ずるもの）
3	申請者が次のいずれにも該当しないことを誓約する書類 (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。） (2) 法人でその役員のうちに暴力団員等があるもの (3) 暴力団員等がその事業活動を支配する者
4	装備移転仕様等調整に必要な資金の見積りに用いた積算根拠等

様式第十四（第8条第1項関係）

装備移転仕様等調整計画認定書

番 号
年 月 日

（申請者） 殿

防衛大臣

年 月 日付けで申請のあった下記の装備移転仕様等調整計画について、防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律（令和5年法律第54条）第9条第3項の規定に基づき、これを認定します。

記

- 1 装備移転仕様等調整計画認定番号
- 2 申請された装備移転仕様等調整計画の名称
- 3 申請者の名称及び代表者の氏名
- 4 申請者の住所
- 5 その他特記事項

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第十五（第8条第3項関係）

装備移転仕様等調整計画不認定通知書

番 号
年 月 日

（申請者） 殿

防衛大臣

年 月 日付けで申請のあった装備移転仕様等調整計画について、
下記の理由により認定をしないものとしましたので通知します。

記

1 申請された装備移転仕様等調整計画の名称

2 不認定の理由

（教示）

この処分に対して不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、防衛大臣に対して審査請求をすることができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分に対して取消しを求める訴訟を提起する場合には、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第十六（第8条第4項関係）

装備移転仕様等調整計画認定通知書

番 号
年 月 日

（指定装備移転支援法人） 殿

防衛大臣

防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律（令和5年法律第54号）第9条第3項の規定に基づき認定した装備移転仕様等調整計画について、同法第10条の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

- 1 認定の日付
- 2 装備移転仕様等調整計画認定番号
- 3 認定装備移転事業者の名称
- 4 その他特記事項

（備考）

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
- 2 認定申請書及びその添付書類の写しを添付する。

様式第十七（第9条第1項関係）

装備移転仕様等調整計画変更認定申請書

年 月 日

防衛大臣 殿

住 所
名 称
代表者の氏名

防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律（令和5年法律第54号）第11条第1項の規定に基づき、下記のとおり、装備移転仕様等調整計画の変更の認定を受けたいので申請します。

記

1 装備移転仕様等調整計画認定番号

2 変更事項

3 変更事項の内容

変更後	変更前

4 変更理由

5 添付を省略する書類

（備考）

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
- 2 「変更事項の内容」については、変更前と変更後を対比して記載する。
- 3 既に提出されている書類のうち、内容に変更がないものは、「添付を省略する書類」に記載の上で当該書類の添付を省略できる。

添付書類目次

添付書類

1	変更後の装備移転仕様等調整計画
2	認定装備移転仕様等調整計画に従って行われる装備移転仕様等調整の実施状況を記載した書類
3	申請者の定款の写し又はこれに準ずるもの及び申請者が登記をしている場合には、当該登記に係る登記事項証明書
4	申請者の最近3期間の事業報告の写し、貸借対照表及び損益計算書（これらの書類を作成していない場合には、これらに準ずるもの）
5	申請者が次のいずれにも該当しないことを誓約する書類 (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。） (2) 法人でその役員のうちに暴力団員等があるもの (3) 暴力団員等がその事業活動を支配する者

様式第十八（第9条第4項関係）

装備移転仕様等調整計画変更認定書

番 号
年 月 日

（認定装備移転事業者） 殿

防衛大臣

年 月 日付けで申請のあった装備移転仕様等調整計画の変更について、防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律（令和5年法律第54号）第11条第2項において準用する同法第9条第3項の規定に基づき、これを認定します。

記

- 1 変更前の装備移転仕様等調整計画認定番号
- 2 変更後の装備移転仕様等調整計画認定番号
- 3 変更申請者の名称又は変更後の代表者の氏名
- 4 変更申請者の住所
- 5 その他特記事項

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第十九（第9条第6項関係）

装備移転仕様等調整計画の変更不認定通知書

番 号
年 月 日

（認定装備移転事業者） 殿

防衛大臣

年 月 日付けで申請のあった装備移転仕様等調整計画の変更について、下記の理由により認定をしないものとしましたので通知します。

記

- 1 装備移転仕様等調整計画認定番号
- 2 不認定の理由

（教示）

この処分に対して不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、防衛大臣に対して審査請求をすることができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分に対して取消しを求める訴訟を提起する場合には、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第二十（第9条第7項関係）

装備移転仕様等調整計画の変更認定通知書

番 号
年 月 日

（指定装備移転支援法人） 殿

防衛大臣

防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律（令和5年法律第54号）第11条第2項の規定において準用する同法第9条第3項の規定に基づき認定した装備移転仕様等調整計画の変更について、同法第11条第2項において準用する同法第10条の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

- 1 変更の認定の日付
- 2 変更後の装備移転仕様等調整計画認定番号
- 3 認定装備移転事業者の名称
- 4 その他特記事項

（備考）

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
- 2 認定申請書及びその添付書類の写しを添付する。

様式第二十一（第10条第2項関係）

装備移転仕様等調整計画軽微変更届出書

年 月 日

防衛大臣 殿

住 所
名 称
代表者の氏名

装備移転仕様等調整計画の軽微な変更について、防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律（令和5年法律第54号）第11条第1項ただし書及び防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律施行規則（令和5年防衛省令第14号）第10条第2項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 装備移転仕様等調整計画認定番号
- 2 変更事項
- 3 変更事項の内容

変更後	変更前

- (備考)
- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
 - 2 「変更事項の内容」については、変更前と変更後を対比して記載する。
 - 3 変更後の装備移転仕様等調整計画の写しを添付する。

様式第二十二（第10条第4項関係）

装備移転仕様等調整計画軽微変更届出に係る通知書

番 号
年 月 日

（指定装備移転支援法人） 殿

防衛大臣

装備移転仕様等調整計画の軽微な変更について、防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律（令和5年法律第54号）第11条第1項ただし書及び防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律施行規則（令和5年防衛省令第14号）第10条第2項の規定に基づき、添付のとおり届出がありましたので通知します。

（備考）

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
- 2 装備移転仕様等調整計画軽微変更届出書及びその添付書類の写しを添付する。

様式第二十三（第11条関係）

装備移転仕様等調整計画実施状況報告書

年 月 日

防衛大臣 殿

住 所
名 称
代表者の氏名

防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律施行規則（令和5年防衛省令第14号）第11条の規定に基づき、装備移転仕様等調整計画の実施状況を下記のとおり報告します。

記

- 1 装備移転仕様等調整計画認定番号
- 2 装備移転仕様等調整の目標の達成状況
- 3 実施した装備移転仕様等調整の内容

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第二十四（第13条関係）

装備移転仕様等調整計画に係る改善命令書

番 号
年 月 日

（認定装備移転事業者） 殿

防衛大臣

防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律（令和5年法律第54号）第13条の規定に基づき、下記のとおり命令します。

記

- 1 装備移転仕様等調整計画認定番号
- 2 改善命令の内容
- 3 改善命令の理由

（教示）

この処分に対して不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、防衛大臣に対して審査請求をすることができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分に対して取消しを求める訴訟を提起する場合には、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第二十五（第14条第1項関係）

装備移転仕様等調整計画認定取消通知書

番 号
年 月 日

（認定装備移転事業者） 殿

防衛大臣

防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律（令和5年法律第54号）第14条第1項の規定に基づき、下記のとおり、装備移転仕様等調整計画の認定を取り消しましたので通知します。

記

- 1 認定を取り消した装備移転仕様等調整計画認定番号
- 2 認定を取り消した理由

（教示）

この処分に対して不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、防衛大臣に対して審査請求をすることができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分に対して取消しを求める訴訟を提起する場合には、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第二十六（第14条第2項関係）

装備移転仕様等調整計画認定取消通知書

番 号
年 月 日

（指定装備移転支援法人） 殿

防衛大臣

防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律（令和5年法律第54号）第14条第1項の規定に基づき、装備移転仕様等調整計画の認定を取り消しましたので、同条第2項において準用する同法第10条の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

- 1 認定を取り消した日付
- 2 認定を取り消した装備移転仕様等調整計画認定番号
- 3 認定を取り消された認定装備移転事業者の名称
- 4 認定を取り消した理由

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第二十七（第15条第1項関係）

指定装備移転支援法人指定申請書

年 月 日

防衛大臣 殿

住 所
名 称
代表者の氏名

指定装備移転支援法人として指定を受けたいので、防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律（令和5年法律第54号。以下「法」という。）第15条第1項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

- 1 装備移転支援業務を行う事務所の所在地
- 2 装備移転支援業務を開始しようとする年月日
- 3 組織の概要
- 4 業務の内容及び実施体制

（備考）

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
- 2 記載事項のうち「組織の概要」及び「業務の内容及び実施体制」については、添付書類に記載がある場合においては、記載不要とする。

添付書類目次

添付書類

1	申請法人の定款の写し及び登記事項証明書
2	役員及び装備移転支援業務に関する事務に従事する職員の氏名及び略歴を記載した書類
3	指定の申請に関する意思の決定を証する書類
4	装備移転支援業務の実施に関する基本的な計画
5	装備移転支援業務を適正かつ確実に実施できることを証する書類
6	申請法人が法第15条第2項各号に該当しない旨を誓約する書類
7	役員が法第15条第2項第1号に該当する者又は同項第3号に規定するいずれかの罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者でない旨を当該役員が誓約する書類
8	申請法人の最近3期間の事業報告の写し、貸借対照表及び損益計算書並びに最終の財産目録（これらの書類を作成していない場合には、これらに準ずるもの）
9	装備移転支援業務に関し知り得た秘密を確実に保持するために講ずる措置に関する書類

様式第二十八（第18条関係）

指定装備移転支援法人名称等変更届出書

年 月 日

防衛大臣 殿

住 所
名 称
代表者の氏名

防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律（令和5年法律第54号）第16条第2項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1 変更事項

届出事項	変更前	変更後	変更年月日	備考

2 変更の理由

（備考）

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
- 2 「変更事項」の「届出事項」の欄には、変更する指定装備移転支援法人の「名称」、「住所」又は装備移転支援業務を行う「事務所の所在地」を記載する。

様式第二十九（第19条第1項関係）

装備移転支援業務規程認可申請書

年 月 日

防衛大臣 殿

住 所
名 称
代表者の氏名

装備移転支援業務規程について認可を受けたいので、防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律（令和5年法律第54号）第17条第1項の規定に基づき、別添のとおり申請します。

（備考）

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
- 2 装備移転支援業務規程を添付する。

様式第三十（第19条第2項関係）

装備移転支援業務規程変更認可申請書

年 月 日

防衛大臣 殿

住 所
名 称
代表者の氏名

装備移転支援業務規程について変更の認可を受けたいので、防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律（令和5年法律第54号）第17条第1項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

- 1 変更の内容
- 2 変更予定年月日
- 3 変更の理由

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

添付書類目次

添付書類

1	変更する規定の新旧対照表
2	変更後の装備移転支援業務規程
3	変更に関する意思の決定を証する書類

様式第三十一（第21条第1項関係）

指定装備移転支援法人事業計画等認可申請書

年 月 日

防衛大臣 殿

住 所
名 称
代表者の氏名

事業計画書及び収支予算書の認可を受けたいので、防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律（令和5年法律第54号）第19条第1項の規定に基づき、別添のとおり申請します。

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

添付書類目次

添付書類

1	事業計画書
2	収支予算書

様式第三十二（第21条第2項関係）

指定装備移転支援法人事業計画書（収支予算書）変更認可申請書

年 月 日

防衛大臣 殿

住 所
名 称
代表者の氏名

事業計画書（収支予算書）について変更の認可を受けたいので、防衛省が調達する
装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律（令和5年法律第54号）
第19条第1項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

- 1 変更事項
- 2 変更内容
- 3 変更理由

（備考）

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
- 2 変更後の事業計画書又は収支予算書を添付する。

様式第三十三（第25条関係）

（表）

年 月 日発行第 号（ 年 月 日まで有効）		
職 名	氏 名	生 年 月 日
(写真)	防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための 基盤の強化に関する法律（令和5年法律第54号） 第23条第1項の規定による立入検査証 防 衛 大 臣 印	

（裏）

防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律抜粋

（報告徴収及び立入検査）

第23条 防衛大臣は、この箇の規定の施行に必要な限度において、指定装備移転支援法人に対し、装備移転支援業務に関し必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、指定装備移転支援法人の事務所その他の必要な場所に立ち入り、装備移転支援業務に関し質問させ、若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第39条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、30万円以下の罰金に処する。

一・二 （略）

三 第23条第1項又は第32条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第40条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前条各号の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の罰を科する。

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格B7とする。

様式第三十四（第26条関係）

装備移転支援業務監督命令書

番 号
年 月 日

（指定装備移転支援法人） 殿

防衛大臣

防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律（令和5年法律第54号）第24条の規定に基づき、下記のとおり命令します。

記

1 監督命令の内容

2 監督命令の理由

（教示）

この処分に対して不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、防衛大臣に対して審査請求をすることができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分に対して取消しを求める訴訟を提起する場合には、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第三十五（第28条関係）

装 備 品 等 秘 密 (指定の有効期間 年 月 日 から 年 月 日まで)
--

(備考)

色彩は、やむを得ない場合を除き、赤色とする。

様式第三十六（第29条第1項関係）

施設委託管理業務規程認可申請書

年 月 日

防衛大臣 殿

住 所
名 称
代表者の氏名

施設委託管理業務規程について認可を受けたいので、防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律（令和5年法律第54号）第30条第2項の規定に基づき、別添のとおり申請します。

（備考）

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
- 2 施設委託管理業務規程を添付する。

様式第三十七（第29条第2項関係）

施設委託管理業務規程変更認可申請書

年 月 日

防衛大臣 殿

住 所
名 称
代表者の氏名

施設委託管理業務規程について変更の認可を受けたいので、防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律（令和5年法律第54号）第30条第2項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

- 1 変更の内容
- 2 変更予定年月日
- 3 変更の理由

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

添付書類目次

添付書類

1	変更する規定の新旧対照表
2	変更後の施設委託管理業務規程
3	変更に関する意思の決定を証する書類

様式第三十八（第33条関係）

施設委託管理業務監督命令書

番 号
年 月 日

（施設委託管理者） 殿

防衛大臣

防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律（令和5年法律第54号）第30条第8項の規定に基づき、下記のとおり命令します。

記

1 監督命令の内容

2 監督命令の理由

（教示）

この処分に対して不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、防衛大臣に対して審査請求をすることができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分に対して取消しを求める訴訟を提起する場合には、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第三十九（第34条第1項関係）

受託指定装備品製造施設等における他製品の製造等承認申請書

年 月 日

防衛大臣 殿

住 所
名 称
代表者の氏名

受託指定装備品製造施設等における他製品の製造等について承認を受けたいので、防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律施行規則（令和5年防衛省令第14号）第34条第1項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

- 1 製造等を行おうとする他製品
- 2 他製品の製造等に必要となる受託指定装備品製造施設等の範囲
- 3 他製品の製造等の方法

--

（注）図などを用いて簡潔に記載すること。

- 4 他製品の製造等を行う期間の始期及び終期

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第四十（第34条第2項関係）

受託指定装備品製造施設等における他製品の製造等承認通知書

番 号
年 月 日

（施設委託管理者） 殿

防衛大臣

年 月 日付けで申請のあった受託指定装備品製造施設等における
他製品の製造等について、これを承認しましたので通知します。

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第四十一（第34条第3項関係）

受託指定装備品製造施設等における他製品の製造等不承認通知書

番 号
年 月 日

（施設委託管理者） 殿

防衛大臣

年 月 日付けで申請のあった受託指定装備品製造施設等における他製品の製造等については、下記の理由により承認しないものとしましたので通知します。

記

不承認の理由

（教示）

この処分に対して不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、防衛大臣に対して審査請求をすることができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分に対して取消しを求める訴訟を提起する場合には、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第四十二（第35条関係）

（表）

年 月 日発行第 号（ 年 月 日まで有効）		
職 名	氏 名	生 年 月 日
(写真)	防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための 基盤の強化に関する法律（令和5年法律第54号） 第32条第1項の規定による立入検査証	
	防 衛 大 臣 印	

（裏）

防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律抜粋

（報告徴収及び立入検査）

第23条（略）

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（報告徴収及び立入検査）

第32条 防衛大臣は、この章の規定の施行に必要な限度において、施設委託管理者に対し、施設委託管理業務に関し必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、施設委託管理者の営業所若しくは事務所その他必要な場所に立ち入り、施設委託管理業務に関し質問させ、若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 第23条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第39条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、30万円以下の罰金に処する。

一・二（略）

三 第23条第1項又は第32条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第40条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前条各号の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の罰を科する。

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格B7とする。